

国立高等専門学校の受験を希望する皆様へ

平成 28 年 3 月 31 日
独立行政法人国立高等専門学校機構

東日本大震災で被害を受けた受験生への特例措置について

独立行政法人国立高等専門学校機構では、東日本大震災で被害を受けた受験生への特例措置を実施しております。

平成 29 年度国立高等専門学校入学者選抜について、次の特例措置を決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特例措置の対象入試

平成 29 年度入学者選抜

2. 措置内容

検定料の免除

3. 対象者及び添付書類

独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する国立高等専門学校を受験する者で、その主たる家計支持者が東日本大震災による災害救助法適用地域（東京都「帰宅困難者対応」を除く）に居住していて被災し、下記のいずれかに該当する者（災害救助法適用地域外に居住していて被災し、自治体から「り災証明書等」（写し可）の交付を受けた者についても対象となる場合があります。）

対象者	添付書類
① 主たる家計支持者が居住する家屋が全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水含む）又は一部損壊（床下浸水含む）	り災証明書 ※居住家屋の被害程度について、地方自治体の現地調査等に基づき証明するもの。
② 主たる家計支持者が死亡又は行方不明	死亡又は行方不明を証明する書類（死亡診断書等）
③ 主たる家計指示者の居住地が福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域又は特定避難勧奨地点に指定	被災証明書 ※居住地が左記区域（地点）に指定されたことを証明する書類

4. 申請方法

出願書類とともに各国立高等専門学校所定の「検定料免除申請書」に上記添付書類を添付し各国立高等専門学校へ提出してください。

なお、免除申請を希望される者は、検定料の払い込みは行わないでください。検定料の払い込みをされた場合は、還付の申し出が必要となります。

5. 入学料・授業料

入学料・授業料についても、家計状況及び被災状況により、免除又は徴収が猶予される場合があります。（合格後に各国立高等専門学校の所定の手続きが必要となります。）

6. その他

出願に際し、地震の影響により卒業証明書等の提出が困難な場合等にも配慮することとしておりますので、入学を志望する国立高等専門学校へお問い合わせください。

問い合わせ先 〒193-0834 東京都八王子市東浅川町 701-2
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局
電 話 042-662-3142
U R L <http://www.kosen-k.go.jp/>